

# 湧別町いじめ防止基本方針

令和2年7月

湧別町・湧別町教育委員会

# 目 次

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| はじめに                               | 1        |
| <b>第1章 いじめの防止等に対する基本的な方向に関する事項</b> | <b>1</b> |
| 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念               | 1        |
| 2 いじめ防止基本方針策定の目的                   | 1        |
| 3 いじめの定義                           | 2        |
| 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方               | 2        |
| (1) いじめの防止                         | 2        |
| (2) いじめの早期発見                       | 2        |
| (3) いじめへの対処                        | 3        |
| (4) 家庭や地域との連携                      | 3        |
| (5) 関係機関との連携                       | 3        |
| <b>第2章 いじめの防止等のために湧別町が実施する施策</b>   | <b>4</b> |
| 1 「湧別町いじめ対策支援チーム」の設置               | 4        |
| 2 「湧別町いじめ再調査委員会」の設置                | 4        |
| 3 町が実施する取組                         | 4        |
| (1) いじめの防止                         | 4        |
| (2) いじめの早期発見                       | 5        |
| (3) いじめへの対処                        | 5        |
| (4) 学校や教職員の評価                      | 6        |
| 4 その他の事項                           |          |
| (1) 基本方針の内容の見直し                    | 6        |
| <b>第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策</b>    | <b>7</b> |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定                   | 7        |
| 2 学校におけるいじめの防止対策のための組織             | 7        |
| 3 学校が実施する取組                        | 7        |
| (1) いじめの防止                         | 7        |
| (2) いじめの早期発見                       | 8        |
| (3) いじめへの対処                        | 8        |
| (4) いじめの解消                         | 10       |
| (5) 取組についての学校評価                    | 10       |
| (6) 特に配慮が必要な児童生徒                   | 10       |

第4章 重大事態への対処 . . . . . 11

- 1 重大事態の意味 . . . . . 11
- 2 重大事態の報告 . . . . . 11
- 3 調査主体と調査組織 . . . . . 11
  - (1) 学校が主体となって調査を行う場合 . . . . . 11
  - (2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合 . . . . . 11
- 4 事実関係を明確にするための調査の実施 . . . . . 12
  - (1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合 . . . . . 12
  - (2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合 . . . . . 12
- 5 その他留意事項 . . . . . 12
- 6 調査結果の提供及び報告 . . . . . 13
  - (1) いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報の提供 . . . . . 13
  - (2) 調査結果の報告 . . . . . 13
- 7 再調査結果の説明及び措置等 . . . . . 13
  - (1) 再調査結果の説明 . . . . . 13
  - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等 . . . . . 13

○ 湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱 . . . . . 14

資料1 重大事態の発生と調査 . . . . . 16

資料2 北海道いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）

# はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

湧別町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策に当たってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「湧別町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

## 第1章 いじめの防止等に対する基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行ったり、はやし立てたりせず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域、関係機関の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめ防止基本方針策定の目的

町基本方針は、前項の基本理念の下、いじめの防止等のための対策を町民が相互に協力しながら広く社会全体で進め、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある児童生徒のストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に

関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### **(3) いじめへの対処**

いじめの発生が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校全体での組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

### **(4) 家庭や地域との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、いじめを行うことのないよう、規範意識等を養う指導に努めるとともに、学校と家庭、地域との連携が必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用するなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### **(5) 関係機関との連携**

学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携していくことが必要である。

## 第2章 いじめの防止等のために湧別町が実施する施策

### 1 「湧別町いじめ対策支援チーム」の設置

町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の内部組織として「湧別町いじめ対策支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）を設置する。

支援チームは、国の基本方針において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとし、よって、組織の構成も調査を前提として、指導室長、教育アドバイザー、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とする。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

### 2 「湧別町いじめ再調査委員会」の設置

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）を行うため、「湧別町いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

組織の構成は、学識経験を有する者、いじめ防止等に関する知見を有する者等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

### 3 町が実施する取組

#### (1) いじめの防止

##### ① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に図るために指導・助言を行う。

##### ② 児童生徒の主体的な活動の推進

児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う活動を支援する。

##### ③ 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう「生徒指導連絡会議」においていじめに関する研修や情報交流を行うとともに、教職員

のいじめの問題に関する資質能力の向上を図る。

#### ④ 広報・啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談等について広報・啓発活動を行う。

### (2) いじめの早期発見

#### ① 児童生徒への定期的な調査等の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査等を行う。

#### ② いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の周知

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を受け付ける体制を、リーフレットや相談カードなどの配布によって周知する。

#### ③ スクールカウンセラー等による相談体制

教育委員会指導室に在籍している教育アドバイザーを活用するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、それぞれ学校へ派遣するなど、児童生徒及び保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。

### (3) いじめへの対処

#### ① 学校への支援

教育委員会は、学校に対して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関し、必要な指導・助言を行う。

また、学校だけでは解決が困難な事案等に対して、支援チームのメンバーを派遣し支援するとともに、必要な調査等を行い、いじめの解決のための対応に当たる。

#### ② 警察との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

#### ③ 学校間の連携

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、教育委員会が学校間の連絡をとり、連携協力体制を構築する。

#### ④ インターネット上のいじめへの対処

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、当該学校に直ちに連絡をとり早期対応を行う。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して講演会を開催したり、資料を配布するなど啓発活動を行う。

#### ⑤ 出席停止などの措置

教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に

対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合も含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

#### **(4) 学校や教職員の評価**

教育委員会は、学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価するよう、学校に必要な支援や指導・助言を行う。

### **4 その他の事項**

#### **(1) 基本方針の内容の見直し**

必要に応じて、湧別町いじめ防止基本方針の見直しを行う。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や北海道の条例及び北海道並びに町が策定した基本方針を参考にして、その学校の実情に応じ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

### 2 学校におけるいじめの防止対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等によって構成される組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカー等の学校関係者を構成員に加えるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

### 3 学校が実施する取組

#### (1) いじめの防止

##### ① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、児童生徒に対しても、様々な教育活動で全教職員が、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

##### ② 思いやりやコミュニケーション能力の育成

児童生徒に他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、周囲の友人や教職員との信頼関係を築くことにより、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。

##### ③ 自己有用感や自己肯定感の育成

児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成する。

##### ④ 児童生徒自らの学びや取組

児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

##### ⑤ 指導の在り方

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うなど、いじめの問題

への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進する。

## (2) いじめの早期発見

### ① いじめの積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

### ② 児童生徒の変化の把握

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、情報の共有に努める。

### ③ アンケート調査と教育相談

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

## (3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校におけるいじめ対策組織を活用し、組織的に対応する。

また、教育委員会に報告するとともに、事案によっては児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

### ① いじめを受けた児童生徒への対応と支援

ア いじめを受けた児童生徒の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒及び情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実確認を複数の教職員で正確に聞き取る。

イ いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、いじめを受けた児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、教育アドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら支援する。

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室において指導し、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。

エ いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の機会を持つなどして、関係修復を図る。

オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

## ② いじめを行った児童生徒への指導

ア いじめを行ったとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが認識された場合、教職員が連携し、必要に応じて教育アドバイザーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。

イ 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者の双方が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解させ、謝罪を含め自らの行為の責任を自覚するよう指導する。

エ 児童生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、警察との連携による措置も含め、対応する。

オ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## ③ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの被害者や加害者に対する指導だけでなく、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

なお、集団で特定の児童生徒を無視したり、いやな役回りを押し付けたりするような雰囲気を広まることのないよう、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を培う。

## ④ インターネット上のいじめへの対処

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒への情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行う。

また、北海道教育委員会や学校が実施するネットパトロールを通して、インターネット上のいじめの早期発見、早期対応に努める。インターネット上のいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携し対処する。

## (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- ① いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること

#### **(5) 取組についての学校評価**

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。

##### ① 達成目標の設定

達成目標は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等に係る項目を設定し、達成状況を評価する。

##### ② 取組の改善

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

#### **(6) 特に配慮が必要な児童生徒**

下記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障害や性的傾向・性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

## 第4章 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）」に則り適切に対応する。

### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当期間とは文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒や保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

### 2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これを町長に報告する。

### 3 調査主体と調査組織

重大事態の調査は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合が考えられる。

なお、学校が主体となっていく調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときには、教育委員会に設置する支援チームによって調査を行う。

#### (1) 学校が主体となっていく調査を行う場合

学校に設置したいじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で調査を行う。

#### (2) 教育委員会が主体となっていく調査を行う場合

従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどから、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止のために必要と判断される場合には、教育委員会が主体となっていく調査を行うものとする。

この場合、町基本方針第2章1により設置される支援チームを調査組織とする。

#### 4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

##### (1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒の話を十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うなどが考えられる。この際、当該児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

##### (2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の話を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

#### 5 その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会において出席停止の措置や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

さらに、学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## 6 調査結果の提供及び報告

### (1) いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報の提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### (2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

## 7 再調査結果の説明及び措置等

### (1) 再調査結果の説明

再調査委員会は、町基本方針第2章3により再調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適宜・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明するものとする。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は再調査の結果を議会に報告するものとする。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

## 湧別町いじめ対策支援チーム設置要綱

### (設置)

第1条 湧別町いじめ防止基本方針に基づき、湧別町いじめ対策支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 支援チームは、次の事項を所掌する。

- (1) いじめ防止等のための対策
- (2) 重大事態が発生した場合、必要に応じて行う調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 支援チームの委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 教育総務課職員
  - (2) 学識経験者
- 2 重大事態の調査を行う場合は、前項に掲げる者のほか、特別委員として、教育長が適当と認める者を加えることができる。ただし、調査の公平性・中立性を確保するため、調査の対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は支援チームの委員となることができない。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (特別委員の任期)

第5条 特別委員の任期は、重大事態の調査が終了したときまでとする。

### (リーダー及びサブ・リーダー)

第6条 リーダーは、教育長が指名する。

- 2 リーダーは、支援チームの実務を総理する。
- 3 支援チームに、サブ・リーダー1名を置く。
- 4 サブ・リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第7条 支援チームの招集は、リーダーが行う。

### (秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

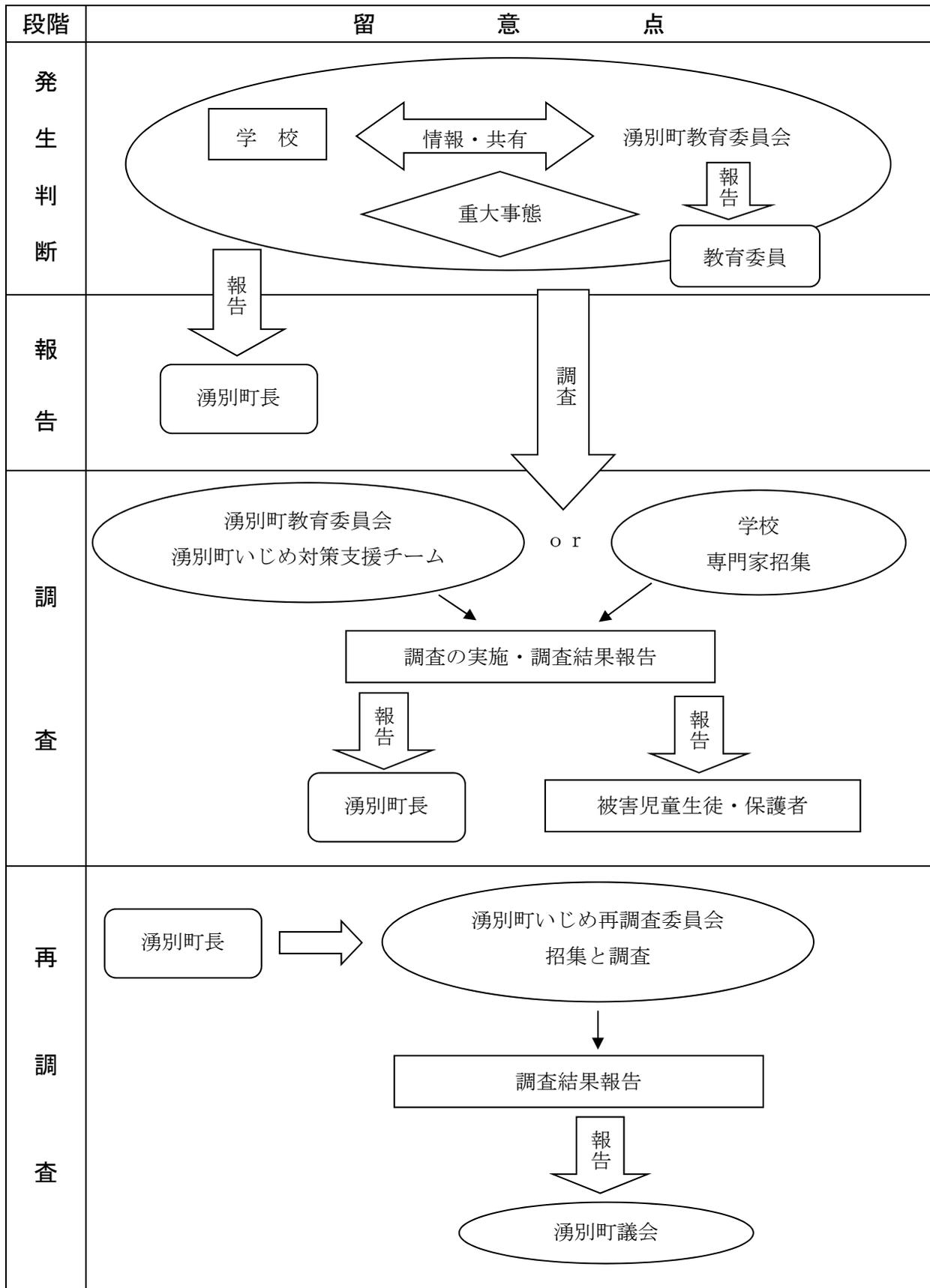
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 重大事態の発生と調査



# 北海道いじめ防止基本方針



平成26年 8 月

北海道・北海道教育委員会

(平成30年 2 月改定)

## 北海道いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

また、いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあります。

本道においては、これまで、全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安心して元気に充実した学校生活を送ることができるよう、平成24年8月3日に緊急メッセージ「いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために」、平成28年4月8日にいじめ根絶に向けたメッセージ「いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに」を発し、学校や市町村教育委員会、家庭や地域住民としっかり連携し、いじめの未然防止、早期発見・事案対処に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、本道は広い地域に多くの市町村・学校が存在し、いじめの問題に向けた様々な取組に地域間、学校間で差が見られてきており、毎年多くのいじめが認知される中には、深刻な事態に至ったものもあります。

そのため、本道では、広域性や規模の小さい市町村が多い地域性を踏まえ、これまで全道及び管内・市町村・学校において進めてきたいじめの問題への取組の一層の充実のため、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していく必要があります。

平成26年4月、道においては、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。「北海道いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条及び条例第11条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を参酌し、北海道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために策定したもので、今般、施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、国の基本方針が改定されたことなどを踏まえ、「北海道いじめ防止基本方針」を改定することとしました。

以下の「北海道いじめ防止基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

## 目次

はじめに

|    |                                    |    |
|----|------------------------------------|----|
| I  | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項         |    |
| 1  | いじめの防止等に関する基本的な考え方                 |    |
|    | (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念             | 1  |
|    | (2) いじめの理解                         |    |
|    | ア いじめの定義                           | 1  |
|    | イ いじめの内容                           | 2  |
|    | ウ いじめの要因                           | 3  |
|    | エ いじめの解消                           | 4  |
| 2  | 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割               |    |
|    | (1) 学校及び学校の教職員の責務                  |    |
|    | ア 学校の責務                            | 5  |
|    | イ 教職員の責務                           | 5  |
|    | (2) 保護者の責務                         | 6  |
|    | (3) 地域の役割                          | 7  |
| 3  | 道の責務                               |    |
|    | (1) 学校の設置者としての責務                   | 7  |
|    | (2) 市町村、学校法人等への指導、助言、援助等           | 8  |
| II | いじめの防止等のための対策の内容に関する事項             |    |
| 1  | 道と市町村における基本方針の策定と組織の設置             |    |
|    | (1) 地方いじめ防止基本方針の策定                 |    |
|    | ア 道の取組                             | 9  |
|    | イ 市町村の取組                           | 9  |
|    | (2) いじめ問題対策連絡協議会の設置                |    |
|    | ア 道の取組                             | 10 |
|    | イ 市町村の取組                           | 11 |
|    | (3) 教育委員会の附属機関の設置                  |    |
|    | ア 道の取組                             | 12 |
|    | イ 市町村の取組                           | 12 |
| 2  | 学校の設置者が実施すべき施策                     |    |
|    | (1) いじめの防止                         | 13 |
|    | (2) いじめの早期発見                       | 16 |
|    | (3) 関係機関等との連携等                     | 18 |
|    | (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 | 19 |
|    | (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進    | 20 |
|    | (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等         | 22 |

|  |    |
|--|----|
| (7) 啓発活動                               | 22 |
| (8) 学校の設置者による措置                        | 23 |
| (9) 学校相互間の連携協力体制の整備                    | 25 |
| (10) 学校評価等における留意事項                     | 26 |
| <br>                                   |    |
| 3 学校が実施すべき施策                           |    |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定                     |    |
| ア 意義                                   | 27 |
| イ 道立学校の取組                              | 27 |
| ウ 市町村立学校の取組                            | 28 |
| エ 私立学校の取組                              | 28 |
| (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織             |    |
| ア 意義                                   | 29 |
| イ 道立学校の取組                              | 29 |
| ウ 市町村立学校の取組                            | 30 |
| エ 私立学校の取組                              | 31 |
| (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置                |    |
| ア いじめの防止                               | 31 |
| イ いじめの早期発見                             | 33 |
| ウ その他                                  | 34 |
| <br>                                   |    |
| 4 重大事態への対処                             |    |
| (1) 道立学校、私立学校、市町村立学校における対処             |    |
| ア 道立学校における対処                           | 37 |
| イ 私立学校における対処                           | 38 |
| ウ 市町村立学校における対処                         | 38 |
| (2) その他                                | 39 |
| <br>                                   |    |
| Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項             |    |
| 1 国立大学法人、学校設置会社及び国立学校、学校設置会社が設置する学校の取組 | 40 |
| 2 北海道いじめ防止基本方針が適用されない学校等への対応           | 40 |
| 3 北海道いじめ防止基本方針の見直しの検討                  | 40 |
| 4 地方いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等の策定状況の確認と公表  | 40 |

資料 関係条文

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

#### (2) いじめの理解

##### ア いじめの定義【条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係<sup>1</sup>にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。  
 なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。  
 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為<sup>2</sup>として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

## ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたリ、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている<sup>3</sup>。  
そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。  
そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障が

---

2 「犯罪行為」となった過去の事例としては、次のようなものがあります。

- 傷害（刑法204条） 顔面を殴打し、あごの骨を折るケガを負わせる。
- 暴行（刑法208条） 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- 窃盗（刑法235条） 教科書等の所持品を盗む。
- 恐喝（刑法249条） 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。

3 文部科学省、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「生徒指導リーフ8」より

いのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 学校と家庭（保護者） の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけでなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

## (1) 学校及び学校の教職員の責務【条例第6条】

### ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

### イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校

の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。

- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

## (2) 保護者の責務【条例第7条】

家庭<sup>4</sup>は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

---

4 「家庭」とは、児童生徒が、社会的に養護されている場合には、「家庭等」と読み替えます。

### (3) 地域の役割【条例第8条】

道民及び事業者<sup>5</sup>においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 道民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 道民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 道民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 道民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 道民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- 道民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 道民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

## 3 道の責務

本道の状況に応じたいじめの防止等のための対策を進めるために、市町村、学校法人等との緊密な連携の下、北海道全体で取組を進めます。

### (1) 学校の設置者としての責務【条例第5条】

全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくりを進めます。

道においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- 道は、道立学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進、教育に直接携わ

---

5 「事業者」とは、北海道内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童生徒の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツクラブ、コンビニエンスストアなど児童生徒が関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

る教職員の資質能力の向上に向けた取組などを通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。

- 道は、道立学校に対して、学校いじめ防止基本方針の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。
  - ・基本方針の学校のホームページでの公開や児童生徒、保護者、地域、関係機関等への積極的な周知
  - ・在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取
  - ・学校評価を活用した基本方針の見直し
  
- 道は、道立学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導する。
  - ・在籍する児童生徒に対し、いじめを訴えやすいような児童生徒を対象としたアンケート調査の工夫改善
  - ・アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施すること
  - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
  
- 道は、道立学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。
  
- 道は、いじめの防止等のための対策に必要な予算の確保・配分・調整に努める。

## (2) 市町村、学校法人等への指導、助言、援助等【条例第5条】

市町村立学校や私立学校等では、各々の学校設置者によっていじめの防止等のための取組が進められますが、道では、知事部局と道教委が連携して、市町村や学校法人等に対して、必要な指導、助言又は援助等を行います。

- 道は、いじめの防止等に関する研修会や会議に、市町村教育委員会や学校法人等が参加する機会を設け、いじめの問題への対応や未然防止に向けた効果的な取組について指導、助言を行う。
  
- 道は、いじめの問題についての市町村教育委員会及び学校の取組状況、児童生徒の状況について、道内一斉の調査を定期的・計画的に実施し、調査結果を情報提供するとともに必要な指導、助言を行う。

なお、市町村や学校法人等に対して、調査結果を公表するに当たり、学校や個人が特定されることのないよう十分配慮するとともに、いじめの問題に適切に対応するよう、必要な指導、助言を行う。
  
- 道は、市町村教育委員会や学校が、いじめの防止等のための基本方針を策定する際やいじめの問題に対処する組織を設置する際に、必要な指導、助言を行う。
  
- 道は、市町村教育委員会や学校が、いじめの防止等のための取組を進める際に、必要な指導、助言を行う。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 道と市町村における基本方針の策定と組織の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定と組織の設置に向けた取組を進めます。

#### (1) 地方いじめ防止基本方針の策定【法第12条・条例第11条】

##### ア 道の取組

国の基本方針においては、「地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合かつ効果的に推進するため、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。」とあり、道では、条例において「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）を策定することを決めました。

- 道は、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、本道のいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、道や学校における基本方針の策定や組織の設置、いじめの問題への組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な運用を明らかにするとともに、これまでのいじめの防止等のための対策の蓄積を生かした「道の基本方針」を定める。
- 道は、「道の基本方針」について、国の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめの問題に係る各種調査の結果や「北海道いじめ問題審議会」の協議を踏まえ、必要に応じて、見直しを行う。
- 道は、市町村において、地方いじめ防止基本方針が策定されない場合は、策定が行われない理由を把握するとともに、様々な機会を通じて、方針の策定の必要性等を十分説明し、理解を促す。  
方針の策定に当たっては、市町村の実情に応じて、必要な支援を行い市町村における地方いじめ防止基本方針の策定を促進する。
- 道は、市町村において、次のイの取組が適切に進められるよう、指導、助言に努める。

##### イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、法第12条、国の基本方針の第2の2(2)の規定を踏まえ、地方いじめ防止基本方針を策定し、地域の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向性を示す。
- 市町村は、地方いじめ防止基本方針が国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものであることから、地域内における対策や対処に格差を生じさせない観点からも、教育委員会にあっては特段の理由がある場合を除き、地方いじめ防止基本方針を策定する。

- 市町村は地方いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための対策が、地域において体系的かつ計画的に行われるよう、次の内容を盛り込む。
  - ・より実効的かつ地域の実情に応じた取組
  - ・当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動・教育的取組
  - ・P D C Aサイクル<sup>6</sup>による地方いじめ防止基本方針の点検、見直しの取組
  
- 市町村は、地方いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌し、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。
  
- 市町村は、地方いじめ防止基本方針が、当該市町村におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものであることから、市町村の域内の国立大学に附属して設置される学校や私立学校をどう扱うかについては、それぞれの地域の実情に応じて判断する。

**(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置【法第14条】**

**ア 道の取組**

道においては、本道におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、次の組織を設けます。

**(ア) 北海道いじめ問題対策連絡協議会【条例第34条】**

国の基本方針においては、「学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、地方公共団体においては、法に基づき、『いじめ問題対策連絡協議会』を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。」とあり、道では、「北海道いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

「北海道いじめ問題対策連絡協議会」は、次の機関・団体の参画により組織します。

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 北海道教育委員会        | 北海道私立中学高等学校協会       |
| 北海道総務部          | 国立大学法人北海道教育大学       |
| 北海道総合政策部        | 北海道PTA連合会           |
| 北海道環境生活部        | 北海道高等学校PTA連合会       |
| 北海道保健福祉部        | 北海道特別支援教育関係PTA連絡協議会 |
| 北海道警察本部生活安全部    | 札幌市PTA協議会           |
| 北海道中央児童相談所      | 北海道社会教育委員連絡協議会      |
| 北海道立精神保健福祉センター  | 公益財団法人北海道生涯学習協会     |
| 札幌法務局           | 公益財団法人北海道体育協会       |
| 札幌市子ども未来局       | 一般社団法人北海道子ども会育成連合会  |
| 札幌市教育委員会        | 一般社団法人北海道町内会連合会     |
| 北海道都市教育委員会連絡協議会 | 北海道公民館協会            |
| 北海道町村教育委員会連合会   | 一般社団法人北海道医師会        |
| 北海道国公立幼稚園長会     | 北海道臨床心理士会           |

6 「P D C Aサイクル」とは、計画（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を客観的に評価（Check）することにより、改善（Action）につなげることです。

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 北海道小学校長会         | 北海道弁護士会連合会              |
| 北海道中学校長会         | 公益社団法人北海道社会福祉士会         |
| 北海道高等学校長協会       | 北海道精神保健福祉士協会            |
| 北海道特別支援学校長会      | 北海道人権擁護委員連合会            |
| 公益社団法人北海道私立幼稚園協会 | 北海道私立大学・短期大学教職課程研究連絡協議会 |

(平成30年2月現在)

#### (イ) 地域いじめ問題等対策連絡協議会【条例第35条】

道では、「北海道いじめ問題等対策連絡協議会」を置くほか、本道の広域性や規模の小さい市町村が多い地域性を踏まえ、各地域におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、管内ごとに「地域いじめ問題等対策連絡協議会」を設置します。

各管内に設置する「地域いじめ問題等対策連絡協議会」は、次の関係団体等により組織します。

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 教育局           | 私立中学高等学校協会支部           |
| 振興局保健環境部      | 管内PTA連合会               |
| 警察            | 高等学校PTA連合会支部           |
| 法務局支局         | 管内青少年育成連絡協議会           |
| 市町村教育委員会      | 管内社会教育委員連絡協議会          |
| 管内小学校長会       | 管内子ども会育成連絡協議会          |
| 管内中学校長会       | 人権擁護委員協議会              |
| 北海道高等学校長協会支部  | 家庭教育サポート企業             |
| 北海道特別支援学校長会支部 | 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員 |

(平成30年2月現在)

道は、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく、市町村独自のいじめ問題対策連絡協議会を設置することが難しい場合には、近隣の市町村と連携した取組について助言するほか、「地域いじめ問題等対策連絡協議会」において当該市町村と連携した取組を進めます。

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

#### イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、法第14条、国の基本方針の第2の2(3)の規定を踏まえ、地域におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る組織を、地域の実情に応じた構成等により設置するよう積極的に取り組む。
- 市町村は、当該組織を設置する際に、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参考にしつつ、必要に応じて、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

- 市町村は、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく、独自のいじめ問題対策連絡協議会を設置することが難しい場合には、近隣の市町村や「地域いじめ問題等対策連絡協議会」と連携するなどして、関係機関・団体との連携体制を構築し、情報を共有しながら取り組む。

### (3) 教育委員会の附属機関の設置【法第14条・条例第36条】

#### ア 道の取組

国の基本方針においては、「地方公共団体においては、法の趣旨を踏まえ地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましく、さらにはその地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい。」とあり、道では、「北海道いじめ問題審議会」を設置します。

「北海道いじめ問題審議会」は、次の委員により組織します。

学校教育、社会教育等教育に関する専門知識を有する者  
人権や犯罪等法律に関する専門知識を有する者  
児童生徒の精神保健に関する専門知識を有する者  
児童生徒の心理に関する専門知識を有する者  
人権擁護に関する専門知識を有する者  
保護者及び社会教育関係者

- 「北海道いじめ問題審議会」は、道教委の附属機関として、いじめの防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議することなどを所掌事項とする。
- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

#### イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、法の第14条、国の基本方針の第2の2(4)の規定を踏まえ、教育委員会に附属機関を設置する。  
また、附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を得て公平性・中立性を確保する。

- 市町村は、教育委員会に附属機関を設置<sup>7</sup>する際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」、道の組織等を参考に、必要に応じて、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。
- 市町村が設置する附属機関の機能としては、次の内容が想定されるが、各地方公共団体がそれぞれ定める地方いじめ防止基本方針における対策の内容に応じて、附属機関の機能も地方公共団体ごとに異なることに留意する。
  - ・教育委員会の諮問に応じ、地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
  - ・当該地方公共団体が設置する公立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
  - ・当該地方公共団体が設置する公立学校におけるいじめの事案について、設置者である地方公共団体の教育委員会が、設置する学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

## 2 学校の設置者が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動等を推進します。

### (1) いじめの防止【条例第13条】

いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

#### ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実する。

7 ○ 市町村が設置する附属機関は、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等のための機関であることから、法に基づき附属機関を設置する場合は、附属機関の担当事項等として附属機関の目的・機能などを定めた設置根拠となる条例が必要となる。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

- 道は、児童生徒の発達の段階に応じて、人の喜びや悲しみを共有したり、美しいものを美しいと感じたりするなど、豊かな心と感性を育む教育の充実を図り、社会性や規範意識を高める取組の実施を推進する。

【主な取組】

- ・児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う道徳に向けた指導の充実
- ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践の促進
- ・体験活動等を取り入れた実践の促進
- ・道徳教育や豊かな体験活動等に関する実践成果の普及 など

- 道は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育を推進し、指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒、加害児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すもので、決して許されるものではないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる機会を充実する。

【主な取組】

- ・人権について学習する機会の充実
- ・人権に関する教育についての実践成果の普及
- ・人権擁護機関と連携した人権教育の推進
- ・各種研修会や会議における人権に関する教育の推進についての教職員への啓発 など

- 道は、いじめの防止等に資する活動として、学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒の自主的な活動を推進する。

【主な取組】

- ・いじめの防止等の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議の開催
- ・市町村独自の子ども会議の開催に向けた働きかけ など

- 道は、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒や保護者への啓発、教職員への研修を実施する。

【主な取組】

- ・子ども会議やPTA研修会等における啓発
- ・生徒指導研究協議会等の研修会・会議における啓発
- ・スクールカウンセラー<sup>8</sup> やスクールソーシャルワーカー<sup>9</sup> 等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援及び研修資料の作成 など

- 道は、いじめの防止等に関する実践的な調査研究や、いじめの防止等に関するプログラムの普及を進める。

8 「スクールカウンセラー」とは、学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導、助言を行う専門家のことです。

9 「スクールソーシャルワーカー」とは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

【主な取組】

- ・いじめ未然防止モデルプログラム<sup>10</sup>の改善・充実
- ・学校独自のいじめの未然防止のプログラムの改善・充実 など

- 道は、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「被災児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。

【主な取組】

- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関わる個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進
- ・教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー<sup>11</sup>の派遣
- ・特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業<sup>12</sup>の推進
- ・外部専門家チームの派遣
- ・海外から帰国した児童生徒や外国につながる児童生徒等の状況の把握に努めるとともに、適切な支援や指導が行われるように関係市町村教育委員会や学校に対する指導、助言
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発
- ・学校教育指導等を通じて、被災児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように関係市町村教育委員会や学校に対する指導、助言
- ・被災児童生徒が被害を受けたいじめの対応状況調査の実施 など

- 道は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を推進する。  
また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

【主な取組】

- ・発達の段階に応じた幼児教育の充実に向けた関係機関等への啓発
- ・幼児期における取組に関する保護者への啓発 など

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

10 「いじめ未然防止モデルプログラム」は、道内の小学校、中学校及び高等学校（平成26年度、27年度ともに計43校）の指定校等の取組事例を踏まえ、各学校がいじめの未然防止の取組を進める際の参考となる資料として道教委が平成28年3月に作成したものです。

11 「特別支援教育スーパーバイザー」とは、特別支援教育の指導等の一層の充実を図るため、配置している特別支援教育を専任的に担当する指導主事のことです。平成23年度から全14教育局に配置されています。

12 「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業」とは、特別支援学校の教職員が、要請のあった幼稚園、小・中学校、高等学校を訪問し、担当する教員に対し、継続した支援を行う事業です。

## イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- 市町村は、設置する学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- 市町村は、設置する学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び研修を行う。
- 市町村は、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 市町村は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

## ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、学校法人の特色を生かして、いじめの防止に積極的に取り組むことが望まれます。

### (2) いじめの早期発見【条例第14条】

いじめの早期発見、事案対処を図るため、定期的な調査や面談等を行います。

#### ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、児童生徒に対する調査や教育相談を定期的実施する。

【主な取組】

  - ・児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査の年間複数回の実施
  - ・アンケート調査後の関係児童生徒に対する個人面談の確実な実施 など
- 道は、児童生徒や保護者からのいじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整備する。

【主な取組】

  - ・子ども相談支援センターへの24時間対応のフリーダイヤルのいじめ電話相談窓口の設置
  - ・各教育局における教育相談電話の設置

- ・全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布
- ・校内、及び校外における相談窓口や通報連絡先の周知、利用促進の働きかけ など

- 道は、児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を配置するなど相談体制を充実する。

【主な取組】

- ・学校へのスクールカウンセラーの配置
- ・必要に応じて学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動（相談日、学校訪問の機会等）の周知の促進
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが「学校いじめ対策組織」の構成員である場合、児童生徒、保護者等に対し、組織の一員であることの周知の促進 など

- 道は、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を推進する。

【主な取組】

- ・児童生徒等の相談により、いじめの解消につながった事例等をまとめた啓発資料の作成・配布 など

- 道は、道立学校におけるいじめの防止等の取組、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握のため取組状況を点検し、必要な措置を講ずる。

【主な取組】

- ・いじめの問題への対処方針の公表や校内研修の実施状況等の取組状況調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査、個人面談の実施状況や実施方法等を把握するための調査の年間複数回の実施 など

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

## イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- 市町村は、いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。
- 市町村は、設置する学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 市町村は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置している場合、活動状況を児童生徒や保護者等に周知するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するよう努める。

- 市町村は、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し道に報告する。

#### ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、いじめの早期発見に積極的に取り組むことが望まれます。

### (3) 関係機関等との連携等【条例第15条】

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

#### ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、少年の健全育成などに豊富な知識と経験を有する警察官等を活用し、学校と警察や司法・福祉等の関係機関との連携を促進する。

##### 【主な取組】

- ・警察や司法・福祉等の関係機関と連携した事業や会議等の活用の促進
- ・スクールサポーター等の警察官経験者、弁護士等を学校に派遣できるよう関係機関との連携
- ・要保護児童対策地域協議会等の活用の促進 など

- 道は、国や市町村の人権に関する相談機関と相互の連絡調整や情報交換を実施する。

##### 【主な取組】

- ・いじめの問題に関する協議会等への法務局等の参加の要請
- ・「子供の人権110番」と「子ども相談支援センターの電話相談窓口」を相互に周知し合うなど法務局と連携した取組 など

- 道は、市町村における学校支援地域本部や学校運営協議会などの取組を支援するなど、学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制を構築し、学校がいじめに係る状況や対策などをPTA、地域の関係機関、団体等と個人情報の取扱いに十分留意の上、早期に情報共有しながら、取組を進められるように支援する。

##### 【主な取組】

- ・各種研修会や会議へのPTAや家庭教育サポート企業等の参加の促進
- ・各地域の組織の連携による子どもたちを見守る体制づくりの促進 など

- 道は、児童委員及び主任児童委員を対象に、いじめの問題や学校との連携に関する研修を実施する。

##### 【主な取組】

- ・生徒指導やいじめの問題への対策に関する研修会・協議会等への児童委員の参加の要請など

- 道は、保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえ、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、PTA関係団

体と連携を図りながら、保護者を対象とした啓発活動、相談窓口の設置や周知等の支援を進める。

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

#### イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、設置する学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備する。
- 市町村は、市町村に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

#### ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、関係機関との連携等に積極的に取り組むことが望まれます。

### (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上【条例第16条】

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

#### ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、教職員の職務や経験の程度に応じた、いじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施する。

##### 【主な取組】

- ・ 初任段階教員研修、教職経験者研究協議会、中堅教諭等資質向上研修、新任主幹教諭・教頭・副校長・校長研修会等における生徒指導に関する研修内容の工夫
- ・ 生徒指導研究協議会等における協議内容の工夫
- ・ 大学の教員養成課程と連携した生徒指導に関する研修の実施
- ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒に対する理解を深めるための研修の実施 など

- 道は、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を活用した校内研修を推進し、教職員の児童生徒を支援するための力量の向上を図る。

##### 【主な取組】

- ・ カウンセリング能力等の教育相談に関する資質能力の向上を図る研修の実施
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修講師としての派遣
- ・ 教職員等を対象とした集団カウンセリング研修の実施
- ・ 教職員の研修機会（オンデマンド研修等）の充実
- ・ 教育相談に関わる研修動画の作成・配布

・教職員向けスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用事例集の作成・配布  
など

- 道は、学習指導の充実や生徒指導に専任的に取り組む教員等の配置に向けた取組を進め、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備に努めるとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

【主な取組】

・学習指導や生徒指導の充実に向けた教員等の効果的な配置と活用の促進  
・部活動外部指導者の活用、部活動休養日の徹底や教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減 など

- 道は、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の活用を推進する。

【主な取組】

・スクールカウンセラーの配置・派遣  
・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣  
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象に研修等を行う連絡協議会の実施 など

- 道は、学校だけでは解決が困難な事案に対して、迅速かつ的確に対応することができるよう、いじめへの対処に関し専門的な知識を有する者を派遣する。

【主な取組】

・いじめの問題等について支援を行う教育局の職員及び外部の専門家の派遣 など

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

#### イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、設置する学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

#### ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、学校法人の特色を生かして、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上に積極的に取り組むことが望まれます。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進【条例第18条】

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

##### ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守、インターネット上の人権侵害など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力<sup>13</sup>等の育成に関する教育を推進する。

【主な取組】

- ・ 情報モラル教育等に関する内容を掲載した「教育課程の編成・実施に関する手引」の作成・配布
- ・ 各種研究協議会における情報モラル教育等に関する研修内容の充実
- ・ 無料通話アプリやSNSなどの不適正な利用を防止するための児童生徒及び保護者向けの啓発資料の作成・配布
- ・ 児童生徒向け啓発資料の作成や学校への講師の派遣など関係機関と連携した情報モラル教育の推進 など

- 道は、保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を進める。

【主な取組】

- ・ 児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの利用の在り方や家庭でのルールに関する啓発資料の作成・配布
- ・ 児童生徒を多様化したネットトラブルから守るため通信事業者等と連携した保護者講演会の実施
- ・ インターネットを通じて行われるいじめの理解を図る保護者向け啓発資料の作成・配布 など

- 道は、発信された情報の高度の流通性、一度拡散した情報は完全に消去するのは難しいことなど、インターネットを通じて行われるいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性について児童生徒に啓発するとともに、インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合には、迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・ 定期的な学校ネットパトロールの確実な実施や講習会の実施
- ・ ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・ 課題となるネットトラブルへの対応を検討する体制の充実 など

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

## イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

13 「情報活用の実践力」とは、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力のことです。

- 市町村は、設置する学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- 市町村は、設置する学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進める。

#### ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、学校法人の特色を生かして、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進に積極的に取り組むことが望まれます。

### (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等【条例第19条】

いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証を行い、成果等を普及します。

#### ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、その成果等を普及する。

##### 【主な取組】

- ・ いじめに関する児童生徒に対するアンケート調査、学校の対応状況についての調査、学校の取組状況についての調査と分析の実施
- ・ 児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する実践成果の普及及び事例研究の実施
- ・ いじめ未然防止モデルプログラムの改善・充実（再掲）
- ・ 大学や民間団体等と連携したいじめの防止等に関する教員等の研究活動の実施 など

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

#### イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、設置する学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

#### ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等に積極的に取り組むことが望まれます。

### (7) 啓発活動【条例第20条】

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行います。

## ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動を進める。

### 【主な取組】

- ・いじめの防止等に関するリーフレット等の作成・配布による保護者等への啓発
- ・保護者のいじめの問題に対する意識調査の実施 など

- 道は、いじめに係る相談制度等についての広報を進める。

### 【主な取組】

- ・いじめの相談に係る窓口についての紹介カードの配布やホームページへの掲載 など

- 道は、家庭において児童生徒の規範意識等を養うことができるよう、保護者を対象とした研修の機会を設定する。

### 【主な取組】

- ・生徒指導研究協議会等への保護者の参加の要請
- ・家庭での取組に資する研修内容の工夫 など

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

## イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、設置する学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進める。

## ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、啓発活動に積極的に取り組むことが望まれます。

## (8) 学校の設置者による措置【法第26条・条例第24条・条例第25条】

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

### ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、道立学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対して早期に必要な措置を講ずることを指示するとともに、支援を行う。また、支援を行う際には、学校に対しあらかじめ周知する。さらに、必要に応じて、自ら調査を実施する。

### 【主な取組】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣

！・いじめの問題等について支援を行う教育局の職員及び外部の専門家の派遣（再掲） など ！

- 道は、市町村に対して、出席停止等を行う際の手順等についての指導、助言を行う。
- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

#### イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、設置する学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- 市町村は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定<sup>14</sup>に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。  
また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- 市町村は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

#### ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、学校法人の特色を生かして、学校の設置者としての措置を積極的に行うことが望まれます。

---

#### 14 ○ 学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
  - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
  - 三 施設又は設備を損壊する行為
  - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
  - 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に關し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
  - 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備【条例第27条】

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。

ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

- 道は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、平素から市町村教育委員会や学校法人との情報共有を推進する。

【主な取組】

- ・いじめの問題への対策に関する協議会等における情報共有の促進
- ・生徒指導研究協議会等への私立学校等の参加の要請 など

- 道は、地域の学校間において、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、平素からいじめの問題等について情報を共有する機会を設ける。

【主な取組】

- ・生徒指導研究協議会等における情報共有の促進
- ・地域の生徒指導に関する連絡会議や教護協会等の組織の活用の促進
- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校間の情報共有を図る組織・会議の活用の促進 など

- 道は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合は、当該学校で設置する「学校いじめ対策組織」等の組織間において情報共有を図るよう指導する。

- 道は、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう指導する。

【主な取組】

- ・学校間における引継ぎシート等の工夫及び適切な管理、継続的な活用 など

- 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

- 市町村は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、学校相互間の連携協力体制の整備に積極的に取り組むことが望まれます。

(10)学校評価等における留意事項【条例第17条】

いじめの防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

ア 道の取組

道においては、次の取組を進めます。

○ 道は、道立学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価<sup>15</sup>に位置付けるとともに、その目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するよう指導する。

○ 道は、道立学校におけるいじめの防止等のための取組について、当該学校が児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導する。

【主な取組】

- ・学校評価の評価項目に、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等を設定するよう指導
- ・評価結果及びそれを踏まえた改善の状況等の学校のホームページや学校通信等による公表、情報提供を実施するよう指導 など

○ 道は、道立学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう指導する。

【主な取組】

- ・教職員に関する評価の評価項目に、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況等を設定するよう指導 など

○ 道は、市町村において、次のイの取組を適切に進められるよう、指導、助言に努める。

---

15 ○ 学校教育法第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※《幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。》

○ 学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※《幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用》

## イ 市町村の取組

市町村においては、上記アの道の取組を参考に、次の取組などを進めることが望まれます。

○ 市町村は、設置する学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。

○ 市町村は、設置する学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

## ウ 学校法人の取組

学校法人においては、上記アの道の取組などを参考に、学校評価等に積極的に取り組むことが望まれます。

## 3 学校が実施すべき施策

学校においては、法や国の基本方針、道や各市町村の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条・条例第12条】

#### ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

## イ 道立学校の取組

道立学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や道の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

○ 道立学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおり。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログ

- ラム」の策定等)
  - ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
  - ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
  - ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
  - ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
  - ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
  - ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
  - ・「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組
- 道立学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
  - ・道立学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
- また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- 道立学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 道立学校は、学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

#### ウ 市町村立学校の取組

市町村立学校においては、上記イの道立学校の取組を参考に、地域の特色を生かした学校いじめ防止基本方針を策定することが望まれます。

#### エ 私立学校の取組

私立学校においては、上記イの道立学校の取組などを参考に、設置者である学校法人の特色を生かした学校いじめ防止基本方針を策定することが望まれます。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【法第22条・条例第23条】

### ア 意義

- 「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。
- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
  - ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

### イ 道立学校の取組

道立学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置します。

- 道立学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」を構成する。
  - ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
  - ・ 「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。
  - ・ 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
  - ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家<sup>16</sup>の参加を得る。
  - ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
  - ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
  - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- 道立学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

  - ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応で

---

16 「外部専門家」としては、例示している外部専門家以外でも、いじめの問題の解決に資することが期待できる人材を意味しており、学校においては、地域の実情を踏まえて、外部専門家を学校いじめ対策組織に加えるものとします。

きる体制

- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 道立学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

## ウ 市町村立学校の取組

市町村立学校においては、上記イの道立学校の取組を参考に、策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ対策組織」における取組を積極的に行うことが望まれます。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態<sup>17</sup>の調査のための組織について、市町村立学

---

17 「重大事態」については、P37参照

校がその調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処します。

## エ 私立学校の取組

私立学校においては、策定した学校いじめ防止基本方針に基づくとともに、上記イの道立学校の取組などを参考に、「学校いじめ対策組織」における取組を積極的に行うことが望まれます。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止【条例第13条】

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

#### (7) 道立学校の取組

道立学校においては、次の取組を進めます。

- 道立学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 道立学校は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- 道立学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 道立学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

【主な取組】

  - ・子ども理解支援ツール「ほっと」<sup>18</sup>等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を築く上で必要な能力を育成する取組の推進
  - ・小・中学校間や中・高校間等の学校種間の円滑な接続を図る取組の成果の活用 など
- 道立学校は、児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

【主な取組】

  - ・児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の

18 「子ども理解支援ツール『ほっと』」とは、北海道教育委員会が北海道医療大学と連携・協力して開発したコミュニケーション能力や日常生活への満足度などを計画的、総合的に測定できる子ども理解のための支援ツールのことです。

成果の活用

- ・学校力の向上や児童生徒の学力向上を図る取組の成果の活用 など

- 道立学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。

【主な取組】

- ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践
- ・道徳教育等に関する実践成果の活用 など

- 道立学校は、児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

【主な取組】

- ・地域の環境を生かした教育活動やふるさとのよさを生かした教育活動の実施
- ・地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
- ・豊かな体験活動等に関する実践成果の活用 など

- 道立学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。

【主な取組】

- ・人権について学習する機会の充実（再掲）
- ・人権に関する教育についての実践成果の活用
- ・各種研修会や会議等における人権に関する教育の推進に係る成果の普及啓発 など

- 道立学校は、児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

【主な取組】

- ・児童生徒がいじめの問題について理解を深める活動の実施
- ・いじめの根絶について児童会や生徒会等が主体となった取組の推進
- ・各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議への児童生徒の参加
- ・各市町村で実施する子ども会議への児童生徒の参加 など

- 道立学校は、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについて教職員の個々の児童生徒の障がいの特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童生徒の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多い

ことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援

・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知

・被災児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見 など

- 道立学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

**【主な取組】**

- ・弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した児童生徒を対象とした講演会等の開催
- ・PTAを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
- ・地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
- ・他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加 など

**(イ) 市町村立学校の取組**

市町村立学校においては、上記(ア)の道立学校の取組を参考に、策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止の取組を積極的に行うことが望まれます。

**(ウ) 私立学校の取組**

私立学校においては、策定した学校いじめ防止基本方針に基づくとともに、上記(ア)の道立学校の取組などを参考に、いじめの防止の取組を積極的に行うことが望まれます。

**イ いじめの早期発見【条例第14条】**

**(ア) 道立学校の取組**

道立学校においては、次の取組を進めます。

- 道立学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- 道立学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 道立学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

○ 道立学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

○ 道立学校は、アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。

**【主な取組】**

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における児童生徒に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

〔アンケート調査の実施〕

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目・回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫 など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童生徒の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮 など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口のホームページや学校だより等による周知 など

**(イ) 市町村立学校の取組**

市町村立学校においては、上記(ア)の道立学校の取組を参考に、策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見の取組を積極的に行うことが望まれます。

**(ウ) 私立学校の取組**

私立学校においては、策定した学校いじめ防止基本方針に基づくとともに、上記(ア)の道立学校の取組などを参考に、いじめの早期発見の取組を積極的に行うことが望まれます。

**ウ その他 【条例第16条・第17条・第18条・第24条】**

**(ア) 道立学校の取組**

道立学校においては、次の取組を進めます。

○ 道立学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

**【主な取組】**

- ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施 など

○ 道立学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信

におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
- ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した児童生徒への指導及び保護者への啓発の実施 など

- 道立学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

【主な取組】

- ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
- ・評価項目や観点の改善 など

- 道立学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。

- 道立学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

【主な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記
- ・「学校いじめ対策組織」における迅速な確認、対処
- ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための継続的な観察・見守りの取組
- ・いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる指導
- ・いじめを行った児童生徒や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導 など

- 道立学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。

【主な取組】

- ・他校や関係機関等との情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
- ・地域の生徒指導連絡会議、教護協会等の既存の組織を活用した学校間の情報共有
- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など

- 道立学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。

【主な取組】

- ・「学校いじめ対策組織」等を中心とした組織的、継続的な対応 など

- 道立学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。

【主な取組】

- ・ 迅速な保護者への連絡
- ・ 入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ・ 学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明 など

- 道立学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。

【主な取組】

- ・ いじめを行った児童生徒や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所を変更した指導
- ・ いじめを受けた児童生徒や保護者の理解のもとでの学習場所・活動場所の復元
- ・ 児童生徒の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
- ・ 不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた指導、及び計画的・組織的な学習指導の実施 など

- 道立学校は、道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

【主な取組】

- ・ いじめの対応状況についての調査による定期的な報告
- ・ 事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存 など

(イ) 市町村立学校の取組

市町村立学校においては、上記(ア)の道立学校の取組を参考に、策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめに対する措置を積極的に行うことが望まれます。

(ウ) 私立学校の取組

私立学校においては、策定した学校いじめ防止基本方針に基づくとともに、上記(ア)の道立学校の取組などを参考に、いじめに対する措置を積極的に行うことが望まれます。

## 4 重大事態への対処

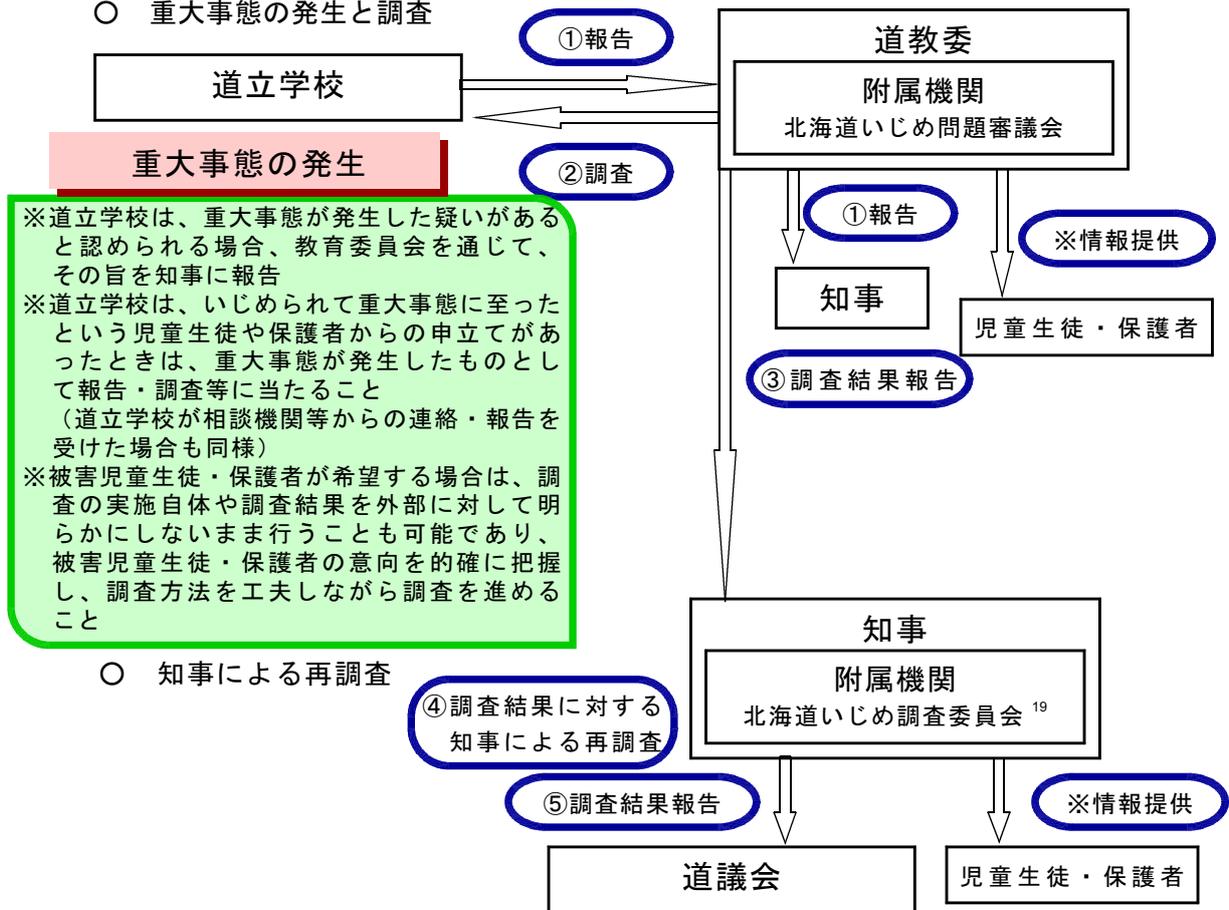
重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生を防止に努めます。

### (1) 道立学校、私立学校、市町村立学校における対処

条例第5章では、重大事態への対処について規定しており、第1節道立学校に係る対処、第2節私立学校に係る対処、第3節市町村立学校に係る調査及び報告の記載内容を図示しました。

#### ア 道立学校における対処

##### ○ 重大事態の発生と調査



##### ○ ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。

##### ○ 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

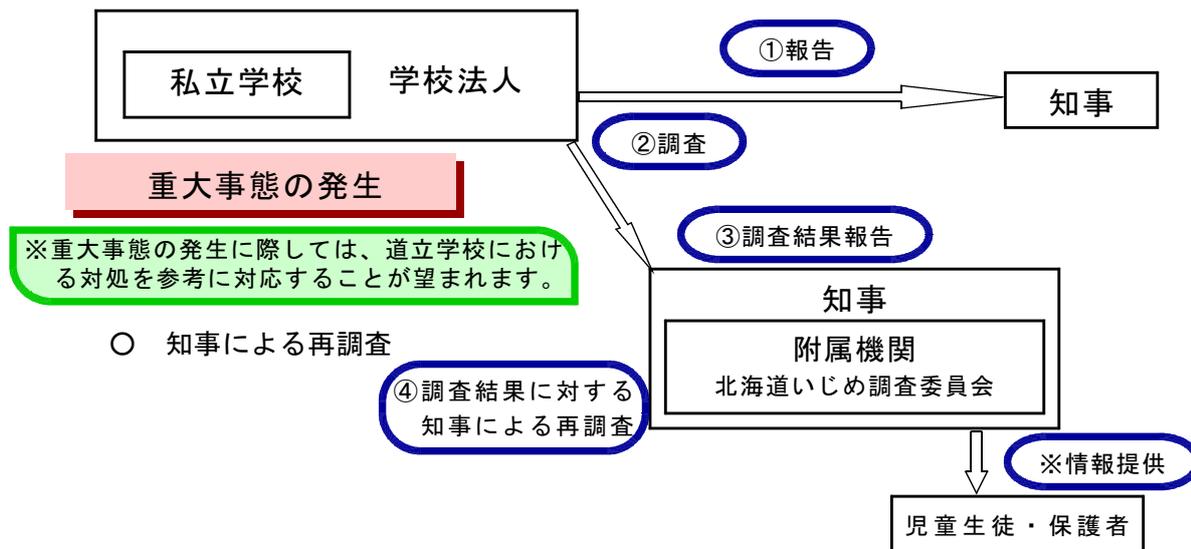
19 「北海道いじめ調査委員会」とは、条例の規定により、知事の附属機関として設置し、重大事態への対処又は発生を防止のため、調査等を行います。

○ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

○ 道立学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### イ 私立学校における対処

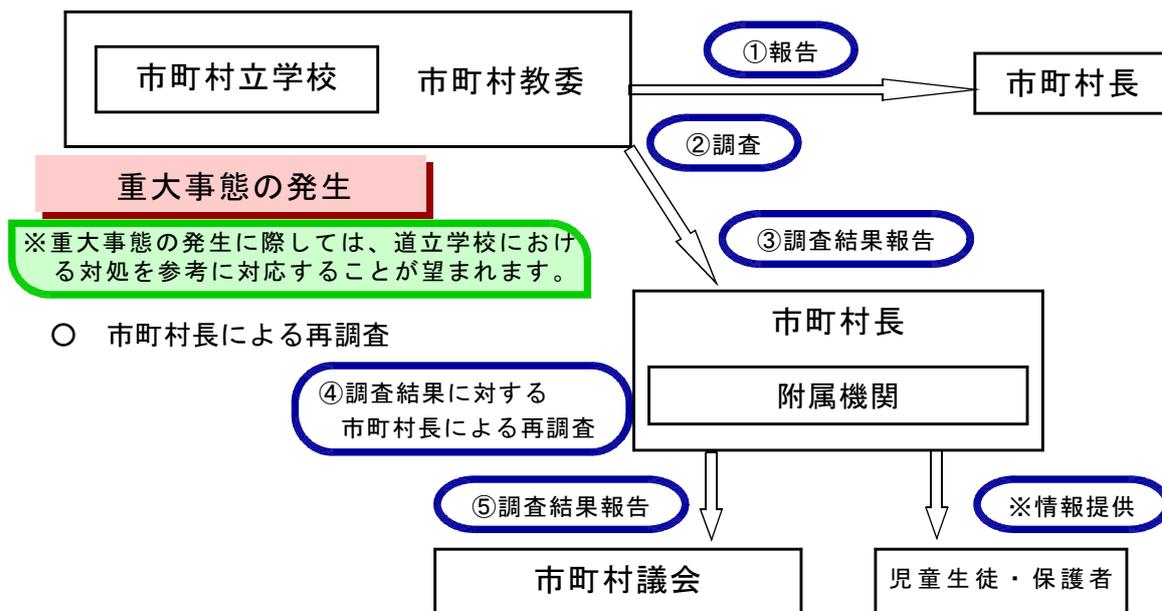
#### ○ 重大事態の発生と調査



#### ○ 知事による再調査

### ウ 市町村立学校における対処

#### ○ 重大事態の発生と調査



○ 調査を行うための組織や附属機関の設置について  
重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点

から、市町村におけるいじめ問題対策連絡協議会を通じて調査を行うための組織等の委員を確保するなど、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。

また、調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

なお、道は、規模が小さいなど附属機関の設置が困難な市町村に対して、必要な支援に努める。

- 詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照すること。

## (2) その他

ア 重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当します。

○ 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

- ・調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断によります。
- ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。

イ 地方公共団体の長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

### Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

道立学校、市町村立学校、私立学校以外の学校等における取組・対応と本基本方針を推進するための留意点等についてまとめています。

#### 1 国立大学法人、学校設置会社及び国立学校、学校設置会社が設置する学校の取組

大学は、関係機関と連携していじめの防止等に関する研究活動に取り組むことが望まれます。なお、大学の教員養成課程においては、教員養成のカリキュラムを工夫し、教員の資質向上を図ることが望まれます。

国立大学法人、学校設置会社及び国立大学、学校設置会社が設置する学校においては、Ⅱの1及び2の道の取組、市町村の取組、学校法人の取組、道立学校の取組、市町村立学校の取組、私立学校の取組を参考に、それぞれの特色を生かした取組を進めることが望まれます。

#### 2 北海道いじめ防止基本方針が適用されない学校等への対応

##### 【法第35条】

道の基本方針は、条例第2条第2項及び第3項に規定する「道内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」を対象にしていますが、高等専門学校や専修学校においても、当該学校に在籍する学生（や生徒）のいじめの防止等のための対策は必要です。

そのため、道は、道の基本方針を参考に、それぞれの実情に応じて、特色を生かした取組を進めるよう情報提供を行います。

#### 3 北海道いじめ防止基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としています。

道においても、条例第11条第7項及び道の基本方針の「Ⅱ1(1)ア」の規定により、いじめの防止等に関する道の施策や学校の取組、重大事態への対処等、道の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行います。

#### 4 地方いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等の策定状況の確認と公表

道は、市町村における地方いじめ防止基本方針及び学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、結果を公表します。

## 資料 関係条文

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

#### 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 第26条（出席停止制度の適切な運用等）

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### 第35条（高等専門学校における措置）

高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 【北海道いじめの防止等に関する条例】

### 第2条（定義）

この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 第3条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るといふ緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 第5条（道の責務）

道は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町村その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本道の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、基本理念にのっとり、その設置する学校（以下「道立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 道は、市町村がいじめの防止等のための施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 前項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2章から第6章までの規定に従い、及び次章から第5章までの規定の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定、いじめの防止等に関する基本的施策、いじめの防止等に関する措置及び重大事態への対処に関する事務を適正に行うことができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

5 前2項の規定によるほか、北海道教育委員会は、市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）が、法第26条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講ずることができるよう、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

### 第6条（学校及び学校の教職員の責務）

1 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住

民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

#### 第7条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### 第8条（道民及び事業者の役割）

道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 道民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認められた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

#### 第11条（北海道いじめ防止基本方針）

知事及び北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（次条第1項において「国のいじめ防止基本方針」という。）を参酌し、共同して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「北海道いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 北海道いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- 3 北海道いじめ防止基本方針においては、道立学校のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）その他の法令で定める権限の範囲内において、市町村、学校法人その他の道以外の学校の設置者が設置する学校をその対象とするものとする。
- 4 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道

いじめ問題審議会の意見を聴かなければならない。

- 6 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 知事及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及び道内外のいじめの防止等に関する先進的な取組を勘案し、並びにいじめの防止等のための対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に北海道いじめ防止基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。
- 8 第4項から第6項までの規定は、北海道いじめ防止基本方針の変更について準用する。

#### 第12条（学校いじめ防止基本方針）

道立学校は、国のいじめ防止基本方針及び北海道いじめ防止基本方針を参酌し、その道立学校の実情に応じ、当該道立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該道立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 道立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

#### 第13条（道立学校におけるいじめの防止）

教育委員会及び道立学校は、道立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければならない。

- 2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめを防止するため、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第14条（いじめの早期発見のための措置）

教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行うに当たっては、質問票の使用及び児童生徒への面談その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会は、各道立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を

整備するものとする。

- 5 教育委員会及び道立学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第15条（関係機関等との連携等）

道は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。

#### 第16条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

#### 第17条（学校評価等における留意事項）

教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、道立学校の評価及び道立学校の教職員の評価において、いじめの防止等の取組に係る評価が適正に行われるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第18条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第19条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

教育委員会は、いじめの未然防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項並びにいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### 第20条（啓発活動）

道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第23条（道立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

道立学校は、当該道立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該道立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 第24条（いじめに対する措置）

道立学校の教職員、教育委員会の事務部局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 道立学校は、前項の通報を受けたときその他当該道立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 道立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該道立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 道立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 道立学校は、当該道立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 道立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該道立学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない

い。

#### 第25条（教育委員会による措置）

教育委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該報告に係る道立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### 第27条（学校相互間の連携協力体制の整備）

道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

- 2 道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学及び転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての学校間の引継ぎが個人情報の取扱いに配慮しつつ、確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 第34条（設置等）

道は、北海道におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、知事又は教育委員会の事務部局、北海道警察、学校、児童相談所、法務局その他の関係者により構成される北海道いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 第35条（地域における連携）

教育委員会は、連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、連絡協議会と市町村教育委員会並びに各地域におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第36条（設置）

北海道におけるいじめの防止等のための対策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。